

公 示

令和7年2月3日

支出負担行為担当官
福島労働局総務部長
植村 浩明

1 企画競争に付す事項

(1) 事業名

福島雇用促進支援事業

(2) 事業の趣旨

東日本大震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故から10年余りが経過し、この間、避難指示の解除や避難指示解除地域への帰還に向けた環境整備が進展してきた。帰還困難区域では、特定復興再生拠点区域（以下「拠点区域」という。）の避難指示がすべて解除されるとともに、拠点区域外においても新たに特定帰還居住区域が設定されるなど、帰還に向けた環境整備が着実に進んできている。

こうした状況の中、避難者を取り巻く環境等は時間の経過とともに、個別化・複雑化しており、避難指示解除区域に帰還を希望する者等（以下「帰還希望者等」という。）に対して、帰還した地域における雇用の安定を図るための取組をより効果的に実施するためには、地域において一人一人を巡る様々な事情に応じた支援を実施することが重要である。

そこで、避難者の帰還支援等に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会（以下「協議会」という。）が提案する計画の中から、福島労働局長が帰還支援等の効果が高い協議会及び事業計画を選定し、当該協議会への委託により福島雇用促進支援事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

(3) 事業の内容

事業の内容は、協議会に参画・協賛する自治体や経済団体等の創意工夫により計画され、帰還希望者等への支援として効果が高いと見込まれる以下の①から⑤までの事業とする。

① 雇用確保に係る事業

支援対象事業主等に対する各種助成金等の情報提供及び各種相談支援セミナー、帰還希望者等向けの求人開拓、高校訪問等による情報提供や収集活動、進路担当者に向けた情報交換会や見学会の実施等の福島県進出企業等と新規高卒者のマッチングに向けた取組など、支援対象事業主の事業所における帰還希望者等の雇用機会の確保に向けた取組を実施する事業。

② 就職促進に係る事業

帰還希望者等を対象とした研修、就職に資する情報の提供及び就職説明会の開催、企業見学会の開催等の支援対象事業主の求人と帰還希望者等のマッチングに向けた取組を実施する事業。

③ 職場体験実習に係る事業

帰還希望者等を対象とし、支援対象事業主の事業所等での職場体験実習を実施する事業。

④ その他

その他、自治体の移住支援施策等と一体的に行われる帰還希望者等に向けた研修など、地域の創意工夫を生かした雇用面の取組を実施する事業。

⑤ 附帯事業

上記①から④までの事業を効果的に実施するために、附帯する事業として関係機関との連携、周知・広報、フォローアップ等を実施。

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等に違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

- ① 事業計画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、事業計画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）。
- ② 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、事業計画書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ア 厚生年金保険
 - イ 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ 船員保険

- エ 国民年金
- オ 労働者災害補償保険
- カ 雇用保険

注) 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

- ③ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
 - ④ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。
 - ⑤ 事業計画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- (5) 本業務の作業場所及びデータの保管場所は日本国内とすること。
- (6) 事業計画書提出時において、過去 1 年間に厚生労働省福島労働局が所管する委託事業で以下のいずれかに該当し、当該委託業務の遂行に支障を来すと判断されるものでないこと。
- ① 契約書に基づき、受託者の責において、委託事業の全部若しくは一部の停止、又は契約の解除を受けたこと
 - ② 契約書に基づき、委託者による監査を受け、業務実施に係る指導を受けたにもかかわらず、期日までに改善をしなかったこと
 - ③ 契約書に基づき、委託者から委託事業実施状況報告書を求められたにも関わらず、期日までに回答をしない又は回答が不十分など誠実に対応しなかったこと
 - ④ 契約書に基づく検査の結果、受託者の責において、業務の未履行のために不合格となったこと
- (7) 以下の者が構成員となっている協議会（次の①及び②を構成員とするものとし、必要に応じて、③～⑤を構成員に加えることができる。）であること。なお、参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会議も含む。
- ① 福島県庁
 - ② 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下「12 市町村」という。）
 - ③ 福島県庁及び 12 市町村以外の地方公共団体（福島県外の地方公共団体

を含む。)

- ④ 福島県・避難指示解除区域等で活動する事業主団体
- ⑤ 避難者への支援等に知見や実績を有する団体（例：業界団体、労働組合、NPO、民間シンクタンク）

(8) 本事業を適正に実施するための組織体制及び規模を有している協議会であること。

(9) 事業実施にあたって必要となる下記の事項への対応が可能な協議会であること（詳細は、「福島雇用促進支援事業に係る企画競争実施要領」による。）。

- ① 関係法令及び関係通達等の改廃への対応
- ② 法令の遵守
- ③ 守秘義務
- ④ 個人情報保護
- ⑤ 販売・宣伝の禁止
- ⑥ プライバシーの侵害、業務妨害等の禁止
- ⑦ 緊急時の対応
- ⑧ 書類の作成及び保存
- ⑨ 事業の評価等への対応
- ⑩ 業務指導への対応
- ⑪ 事業の定例報告
- ⑫ 監査への対応

3 特殊な技術及び設備などの条件

福島雇用促進支援事業は、地域による自主性・創意工夫ある取組により、地域における帰還者等の雇用の安定を図ることを目的としている。そのため、本事業の委託先となる協議会は、上記2（7）に規定する地方公共団体、地域の経済団体等が構成員となっている協議会であることが必須条件である。

4 契約候補者の選定方法

「福島雇用促進支援事業に係る企画競争実施要領」に基づき、提出された事業計画書等について審査を行い、契約候補者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和7年2月3日（月）～2月20日（木）

10時～12時、13時～17時

(2) 場所 〒960-8513 福島県福島市花園町5-46

福島第二地方合同庁舎3階

福島労働局職業安定部職業対策課

電話番号：024-529-5438

※ 郵送を希望する場合は上記まで連絡すること。

6 企画競争説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

(1) 日時 令和7年2月12日(水) 14時

(2) 場所 オンライン開催

(3) 参加方法

説明会への参加を希望する場合は、令和7年2月6日17時までに e-mail : oshida-kenichi@mhlw.go.jp へメールにて申し込むこと。

なお、メールの件名は、本事業の企画競争説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

(4) 注意事項

企画競争説明会の参加にあたっては、以下の注意事項を遵守すること。

ア オンライン会議に表示する名前の設定は、参加登録を行っていることが分かるような名前のみとし、所属がわかるような設定としないこと。

イ 録画、録音、画面のキャプチャー(スクリーンショット)、URLの共有は行わないこと。

ウ その他、福島労働局の指示に従うこと。

7 事業計画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年2月21日(金) 必着

(2) 提出先 5(2)に同じ

(3) 提出方法 原則郵送(書留郵便に限る)での提出とするが、持参での提出も可とする。封筒に担当者の氏名及び連絡先を明記して提出すること。未着の場合、その責任は提案者に属するものとする。電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

8 事業計画書等の無効

競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の事業計画書等は無効とする。

9 契約の締結

(1) 担当者等から提出される契約関係書類については協議会としての決定であること。

(2) 押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

10 その他

詳細は、「福島雇用促進支援事業に係る企画競争実施要領」による。